



しがCO2ネットゼロ
ムーブメント

「中小企業者等を対象とした省エネ・再エネ支援制度」のご案内

支援制度の概要

(1) 省エネ診断（無料）

専門家が事業所全体のエネルギー使用状況を調査・診断して、省エネ・コスト削減に向けた改善策を提案します。設備投資だけでなく、コストのかからない運用面での改善策も提案します。

(2) 省エネ等伴走支援（無料）

省エネ診断の結果等を踏まえ、専門家が省エネ取組の計画・実施等をサポートします。自社だけで省エネ取組を実施するのが困難なときなどに、ご活用いただけます。

（コンプレッサ・ボイラの運用改善、エネルギー管理方法の提案、補助金情報の提供など）

(3) 省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金

省エネルギー・再生可能エネルギー等の設備を導入する事業であって、補助対象経費の総額が60万円以上となる事業に対して補助します。

<補助対象設備および補助金の額>

補助対象設備		補助金の額（※1）	
		補助率、補助単価	上限額
省エネルギー設備（※2）		1/3 以内	100 万円
再生可能エネルギー等設備（※3、※4）	① 太陽光発電設備	1/3 以内、4 万円/kW	120 万円
	② 太陽光発電設備 （蓄電池を併せて導入する場合）	1/3 以内、7 万円/kW	210 万円
	③ 蓄電池	1/3 以内、5 万円/kWh	50 万円

※1 補助対象経費：本工事費、付帯工事費、設備費

※2 LED照明、空調設備、冷蔵・冷凍設備、ボイラ給湯器、コンプレッサ、変電設備、遮熱設備など

※3 その他の再生可能エネルギー等設備としては、風力発電、バイオマス発電、太陽熱利用、バイオマス熱利用、燃料電池、次世代自動車+V2H、V2H単体など。指定避難所となる事業所は補助率等を優遇。

※4 太陽光発電設備と蓄電池を併せて導入する場合は、②の補助金の額が適用されます。

対象／申込期限

支援制度	対象	申込期限（※）
(1) 省エネ診断	滋賀県内に事業所がある中小企業者等 （法人格のない個人事業者も含む）	令和8年1月16日（金）
(2) 省エネ等伴走支援		
(3) 省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金	① 滋賀県内に事業所がある中小企業者等 ② ファイナンスリースまたはオンサイトPPAにより、①の事業所に太陽光発電設備等を設置する事業者 （法人格のない個人事業者も含む）	令和7年12月12日（金）

※ 予算の範囲内で対応するため、期限前に募集を終了する場合あり

詳細／お申込み・お問い合わせ先

<詳細>

支援制度の詳細は、次の滋賀県産業支援プラザのホームページをご覧ください。

<https://www.shigaplaza.or.jp/service/purpose/co2-reduction/>



<お申込み・お問い合わせ先>

公益財団法人滋賀県産業支援プラザ CO₂ ネットゼロ支援課

電話：077-511-1424 FAX：077-511-1418 メール：co1999@shigaplaza.or.jp